

しろがね居宅介護支援事業所 重要事項説明書

株式会社 しずく
更新日 令和 7 年 4 月 1 日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【青森県指定 介護保険事業者番号 0270303563】

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

担当介護支援専門員

(ケアマネジャー) _____

1. 事業所内容

(1) 事業者（事業所設置法人）

法人名 株式会社 しずく
所在地 〒020-0815 岩手県盛岡市小杉山 15 番 3 号
電話番号 019-604-2522 F A X 番号 019-604-7712
代表者名 代表取締役 岩館 勝彦
設立年月 平成 15 年 7 月 18 日

(2) 事業所名称等

事業所名 しろがね居宅介護支援事業所
所在地 〒031-0822 青森県八戸市大字白銀町字堀ノ内 6 番 5 号
電話番号 0178-80-7553 F A X 番号 0178-80-7809
管理者氏名 齊藤 かおり
開設年月日 平成 28 年 2 月 1 日

(3) 事業所の目的と基本理念

* 目 的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

- ① 営 業 日： 月曜日～土曜日
- ② 営 業 時 間： 8 時 30 分～17 時 30 分
- ③ 休 日： 日曜 祝日 12 月 30 日～1 月 3 日

※ 但し、携帯電話等により 24 時間連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応します。

※ 利用者の求めがあった場合、または業務の都合上勤務が必要な場合は、振替出勤とします。

(5) 職員配置状況

- ① 管理者 兼 **介護支援専門員** 1 名 (常勤専従)
- ② 介護支援専門員 2 名以上 (常勤専従または兼任)

(6) 事業の実施地域

- ① 八戸市（南郷区を除く）

2. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- 1) 指定居宅介護支援事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮します。
- 2) 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3) 指定居宅介護支援事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。
- 4) 指定居宅介護支援事業は、市町村、地域包括支援センター等及び主治医、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を努めて行います。
- 5) 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう努めるため、介護支援専門員 1 人当たりの担当利用者数の上限を 44 人に定めています。
- 6) 『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』第 13 条の具体的取扱い方針を遵守し、居宅介護支援費に係る運営基準減算が、適用されないよう努めます。
- 7) 介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルの構築と推進により、サービスの質の向上に努めます。
- 8) 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、関連機関との連携についての策を講じるよう努めます。
- 9) 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な対策の検討と措置を講じるよう努めます。

- 10) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（２）サービス提供方法および内容

1) アセスメント、生活上の課題の把握 インターライ方式（旧MDS-HC）

2) 居宅サービス計画作成、交付

- ①利用者または利用者の家族は、居宅サービス計画に位置づける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ②利用者または利用者の家族は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。また、居宅介護支援の提供の開始の際に前月６月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとに、同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位３位まで）について、別紙を用いて説明します。
- ③居宅サービス計画に医療系サービスを位置づける場合、利用者の同意を得て主治の医師に意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
- ④終末期において、日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- ⑤必要に応じて、通院時、利用者が医師の診察を受ける際に利用者の同意を得た上で同席し、医師等に利用者の心身の状態や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する情報提供を受けてサービス計画に記録します。
- ⑥必要に応じて、多様な実施主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

3) サービス担当者会議の開催

利用者の居宅等（テレビ電話装置等の通信機器でのオンライン会議含）において、居宅サービス計画書原案に位置付けられたサービス担当者を参集し、開催いたします。

4) 経過観察、再評価

- ①特段の事情がない限り、少なくとも１月に１回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行います。
ただし次のすべてに該当する場合は、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接を行います。

- ア) 利用者の同意を得られていること。
 - イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
 - iii テレビ電話装置を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
- ② 1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
 - ③ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員からの主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
 - ④ 状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等必要な対応を行います。
 - ⑤ サービス事業所との連絡調整を行います。
- 5) 要介護認定等の申請に関わる援助
 - 6) 入院又は退院・退所に伴う医療機関等との連携
居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、病院等へ入院した場合には、当該事業所名と介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等へ伝えることをお願いいたします。
 - 7) 施設入所への支援
 - 8) 相談、苦情対応
- (3) 利用料金について
- 1) 居宅介護支援利用料は、法定代理受領により居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。（別紙1 利用料金規定）
 - 2) 介護保険適用の場合でも保険料の延滞等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合、1ヶ月につき要介護度に応じて料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします（サービス提供証明書を後日市町村に提出すると、全額払い戻しを受けることができます）。
 - 3) サービスを提供できる地域にお住まいの方、及びそれ以外の地域にお住まいの方も交通費はいただきません。
- (4) サービスの終了
- 1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合 文書の通知により、いつでも解約できます。
 - 2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当または要支援と認定された場合 ※①、②の場合、条件の変更により再度契約することができます。
- ③ 利用者が亡くなられた場合
- ④ カスタマーハラスメントとみなす場合
利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
 - i 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ii 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - iii 好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(5) 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、主治医に状況説明報告をし、市町村には事故報告書を提出いたします。

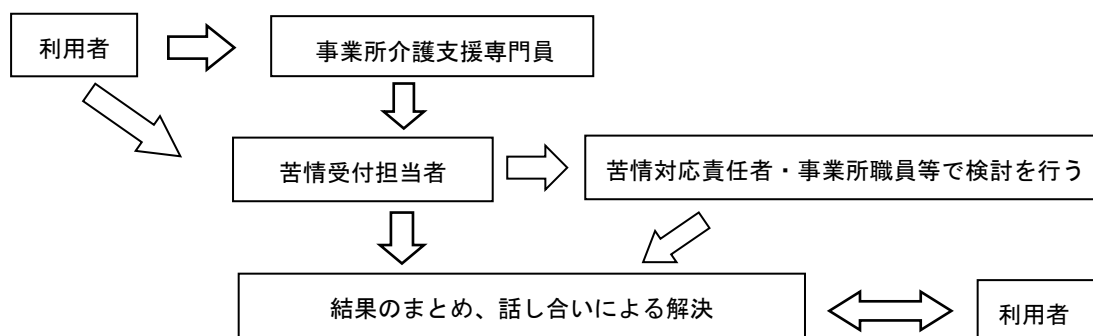
また、事業所の居宅サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(6) サービスの内容に関する苦情

1) 事業所の苦情相談窓口

- ① 担当者 : 齊藤 かおり
- ② 電話番号 : 0178-80-7553 F A X 番号 : 0178-80-7809
- ③ 受付時間 : 営業日 8:30 から 17:30 まで

2) 苦情対応体制(苦情対応フロー)



3) 事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも苦情を申し出ることができます。

- ・ 八戸市介護保険課 0178-43-9292 (直通)
- ・ 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口) 017-723-1301 (直通)

(7) 守秘義務

- 1) 当該事業所の従事者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後も他に漏らしません。
- 2) 当該事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を用います。
- 3) 1)にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報をなすことができるものとし、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(8) 電磁的記録について

- 1) 居宅介護支援等に関する記録の作成、および書面の保存等については、電磁的記録により行います。
 - ① 記録の作成:事業所の使用する電子計算機に備えられたファイルへまたは磁気ディスク等をもって調整する方法。
 - ② 電磁的記録による保存:(1)の方法やスキャナ等に読み取ってできたファイルを事業所の使用する電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存。
- 2) 内容および手続きの説明および同意について
居宅介護支援の提供開始に際し、文書を交付して説明し利用申込者より同意を得ることが定められておりますが、利用者および家族等(以下、「利用者等」)の利便性向上のため、書面で行うことが規定されている交付・説明・同意・承諾・締結等については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法(電子メール等)により行うこともできます。

(9) 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止委員会の開催
- 2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待防止研修の実施
- 4) 成年後見人制度の利用支援
- 5) 虐待防止に関する担当者の配置
- 6) 虐待防止に関する担当者： 風穴 恵美

(10) 非常災害対策

当該事業所は必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。

(11) 衛生管理について

- 1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- 2) 事業所内で感染症発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催し、その結果を周知します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

(12) ハラスメント対策

- 1) 当該事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意にそぐわない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(13) 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族からの求めに応じ、いつでも身分証を提示します。

居宅介護支援の利用料金規定

《利用料金》

居宅介護支援利用料は、法定代理受領により居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

【基本利用料】

	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費 (Ⅰ) (取扱件数が 45 件未満)	要介護1・2	10,860円	な し	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円		14,110円

※ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が情報収集やサービス担当者会議など必要なケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当とし、基本報酬の算定をします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所 加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円／ 月
特定事業所 加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	4,210円／ 月
特定事業所 加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	3,230円／ 月
特定事業所 加算(A)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を1人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	1,140円／ 月
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合	3,000円／ 月
入院時情報 連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,500円／ 月

入院時情報 連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,000円/ 月
退院・退所 加算(Ⅰ) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	4,500円入院 又は入所期間中 につき1回を限定
退院・退所 加算(Ⅰ) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	6,000円入院 又は入所期間中 につき1回を限定
退院・退所 加算(Ⅱ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	6,000円入院 又は入所期間中 につき1回を限定
退院・退所 加算(Ⅱ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けたおり、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	7,500円入院 又は入所期間中 につき1回を限定
退院・退所 加算(Ⅲ)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回受けたおり、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	9,000円入院 又は入所期間中 につき1回を限定
通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	500円1月に1 回を限度
緊急時等居宅カ ンファレンス加 算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円1月 に2回を限度
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,000円/ 月

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準 減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%(2 月以上継続の場合100%)
特定事業所 集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が正当な理由なく80%を超える場合	2,000円/月

前6月間における居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業所

居宅介護支援の提供の開始にあたり、前月6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について、説明します。

□前期（令和6年3月～令和6年8月）

■後期（令和6年9月～令和7年2月）

- ① 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・訪問介護	28%
・通所介護	35%
・地域密着型通所介護	9%
・福祉用具貸与	63%

- ② 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	アースサポート八戸東 24%	はくじゅ訪問介護事業所 16%	訪問看護ステーション えがおみょう （訪問介護） 10%
通所介護	ディサービスセンター 岩泉町 21%	なかざわディサービス センター 16%	ディサービスセンター ばんちょう 9%
地域密着型 通所介護	コンパスウォーク 八戸新井田 45%	ホップ ステップ サンテ 16%	テレサの丘ディサービス センター（地域密着） 16%
福祉用具貸与	シルバーレンタルサービス 58%	アメニティ・ライフ 16%	株式会社サンメディカル 八戸営業所 7%

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 しろがね居宅介護支援事業所

氏名

重要事項説明書の内容に関する説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

利用者は心身の状況等により署名できないため、本人の意思を確認のうえ、私が代わって署名を代筆しました。

代理署名者

利用者との関係（ ）